

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第21号 桐生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業等の運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等の規定の整備を行います。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、平成27年3月に本条例を制定しました。

令和3年4月1日、制定の際に基準とした厚生労働省令が一部改正されるため、それに合わせて、市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を行うものです。